

令和5年12月27日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高井康之  
(公印省略)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う関係政省令の公布について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号。以下「法」という。）は本年6月16日に公布され、施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令において定める日とされております。

本通知は、厚生労働省老健局長から各都道府県知事・市町村長宛に、法の施行のため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令（令和5年政令第366号）が本年12月20日に公布・施行されたほか、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令（令和5年政令第367号。以下「定義政令」という。）及び認知症施策推進本部令（令和5年政令第368号）（以下これら3つの政令をまとめて「関係政令」という。）並びに共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行規則（令和5年厚生労働省令第158号。以下「省令」という。）が本年12月20日に公布され、法の施行期日と同日から施行されることとなった旨の連絡です。

関係政令については、

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を令和6年1月1日とすること（施行期日政令）
- ・認知症の定義を介護保険法施行令と同じ規定で定めること（定義政令）
- ・認知症施策推進本部（認知症施策推進関係者会議を含む）の運営に当たっての詳細（関係者会議の委員の任期等）を定めること（認知症施策推進本部令）

省令については、

- ・定義政令から委任された認知症の定義を介護保険法施行規則と同じ規定で定めること

が主な内容とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う関係政省令の公布について（通知）（令 5.12.20 老発1220第2号 厚生労働省老健局長通知）
  - ・官報抜粋

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村・松下)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737